

訪問看護重要事項説明書

<令和 8 年 6 月 1 日現在>

1. 事業者(法人)の概要

法人名	串間市
法人所在地	宮崎県串間市大字西方 5550
電話番号	0987-72-1234
FAX 番号	0987-72-1332
代表者氏名	串間市長 武田 浩一
設立年月日	昭和 29 年 11 月 3 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所
名称	串間市民病院訪問看護ステーションクローバー
所在地	宮崎県串間市大字西方 7917
電話番号	0987-72-1397
FAX 番号	0987-72-1332
業務管理者氏名	村中 里香
介護保険事業所番号	4560790018
提供できるサービスの種類	訪問看護
通常の事業所実施地域	串間市内 ※上記以外の訪問を希望される場合はご相談ください。

3. 事業所の目的と運営方針

(1)理念(目的)

在宅で療養される方、その家族に寄り添い、最期までその人らしい生活が送れるように、医療と看護・介護・福祉と連携を図り支援致します。

(2)運営方針

- ①利用者の権利を尊重し、守秘義務を遵守します。
- ②居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する方々と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③24 時間 365 日、住み慣れたこの地域で安心して生活が送れるよう支援します。
- ④豊かな感性と人間性を養い、安全で安心な介護を提供できるよう自己研鑽していきます。

4. 事業所の職員体制

従事者の職種		人数	区 分		職務の内容
			常勤	非常勤	
管理者(看護師)		1 名	1 名		業務管理/訪問看護提供/従事者を兼ねる
従 事 者	看護師(責任者)	1 名	1 名		訪問看護提供/苦情相談窓口
	看護師	2 名	2 名		訪問看護提供
	理学療法士	2 名	2 名		訪問リハビリ提供(病院と兼務)
	事務職員	1 名	1 名		事務処理

5. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	8:30～17:15
土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日	休診日

※上記以外の訪問を希望される場合はご相談ください。

6. サービス内容

- 健康相談(病状観察、血圧測定等) ■日常の看護(清潔、排泄のお世話等) ■介護相談 ■診療の補助
- 医師の指示による医療処置(カテーテル管理、床ずれや傷の手当て等) ■リハビリ ■終末期看護
- 緊急時訪問看護 ■その他 ※訪問看護で行えない処置もありますので、その都度ご説明致します。

7. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①利用者または利用者家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり及び、金銭、物品、飲食の授受
- ②利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ③利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤その他利用者または利用者家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

8. サービスの終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、お申し出ください。

- ②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合は、出来る限り早急に文書で通知致します。

- ③自動終了(以下の場合は、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了致します)

(ア)利用者が介護保険施設に入所、または病院等に長期入院された場合

(イ)利用者が死亡された場合

- ④その他

(ア)事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や利用者家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者または利用者家族は、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了する事ができます。

(イ)利用者が、サービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金をお支払いいただくよう催告したにも関わらず、1週間以内に支払いがない場合、また利用者や利用者家族等が事業所の職員に対して、本契約継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

9. 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに主治医へ連絡し必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。※下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	公益社団法人全国自治体協議会
保険名	看護職賠償責任保険
補償の概要	看護師等の業務の遂行に起因して看護業務の対象者の身体に障害を発生した場合に賠償責任を補償します

11. 虐待防止に関する事項

利用者や利用者家族が安心してサービスを受けられるよう、虐待防止やケア技術の向上等の取り組みを行っています。利用者や利用者家族への虐待を防止することはもちろんのこと、虐待を疑う案件発見時は、速やかに関係機関と連絡を取り対応致します。事業所は利用者の人権の援護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- (2) 利用者および利用者家族からの苦情処理体制の整備をしています。
- (3) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとします。

虐待防止に関する責任者 管理者:村中 里香

12. 業務継続計画の策定について

感染症の蔓延や、災害が発生した場合にあっても、可能な限り訪問看護サービスの提供が出来るよう、業務継続体制の構築に努めます。

13. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、三原則(切迫性・非代替性・一時性)の要件を満たしたうえで、次の事項を実施します。
 - ① 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、態様および時間、その際の利用者の心身の状態並びに、緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ② 利用者家族等への説明並びに同意書を取得すること。

14. 社会情勢及び天災

社会情勢の急激な変化、地震、風災害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程・時間の調整をさせていただく場合があります。また、事業所の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものと致します。

15. 個人情報の保護に関する取扱い

(1) 個人情報の利用目的について

利用者及び利用者家族の個人情報を掲示している目的で利用させていただきます。下記以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者及び利用者家族の同意をいただきます。

①事業所内での利用

- ・利用者に提供する訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談)
- ・医療保険、介護保険請求並びに会計経理等の事務
- ・事故等の報告連絡及び相談
- ・利用者への看護サービスの質向上(ケア会議・研修等)
- ・その他利用者に係る事務所の管理運営業務

②他の事業所等への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関並びに連携医療機関
- ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者との連携(但しサービス担当者会議等への情報提供は利用者及び利用者家族に文書で同意を得ます)並びに照会への回答
- ・利用者家族等介護者への心身の状況説明
- ・審査支払機関へのレセプト提出及び審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

③その他上記以外の利用目的

- ・看護サービスや業務の維持改善のための基礎資料
- ・事業所で行われる学生の実習への協力
- ・学会等での発表(原則匿名化とし、匿名化が困難な場合は利用者及び利用者家族の同意を得ます)

(2)個人情報の訂正・利用停止について

事業所が保有している利用者及び利用者家族の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求める事ができます。調査の上、対応致します。

(3)個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、事業所までお申し出ください。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

17.サービス内容に関する相談・苦情

提供された訪問看護サービスの内容や従業者の態度等について、相談・苦情はいつでも担当者に連絡ください。お話があったからといって、利用者や家族の不利益になる事は一切ございません。

お客様相談窓口	窓口責任者	村中 里香
	受付時間	9:00～16:00(土日祝除く)
	ご利用方法	電話/面接/苦情箱(病院内 3 か所設置)

サービス内容等に関する苦情等は、下記の機関にも申し立てることが出来ます。

苦 情 受 付 機 関	串間市 医療介護課	所在地	宮崎県串間市大字西方 5550 番地
		電話番号	0987-72-0333
		受付時間	8:30～17:15(土日祝除く)
	宮崎県国民健康 保険団体連合会 介護福祉係	所在地	宮崎県宮崎市下原町 231 番地 1
		電話番号	0985-35-5301
		受付時間	8:30～17:00(土日祝除く)

18. 利用料金

(1) 料金表(令和 8 年 6 月～)

サービス内容			金額	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1 日につき)	看護師	週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	理学療法士等		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1 日につき) 同一日に 2 人	看護師	週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	理学療法士等		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)			8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護管理療養費 1 (1 日につき)		月の初日	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
		2 日目以降	3,010 円	301 円	602 円	903 円
加算内容			金額	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
緊急訪問看護加算 (1 日につき)	月 14 日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算(週 1 回)			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
24 時間対応体制加算(月 1 回)			6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算…重症度の高いもの(月 1 回)			5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算…上記以外(月 1 回)			2,500 円	250 円	500 円	750 円
在宅患者連携指導加算(月 1 回)			3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急等カンファレンス加算(月 2 回まで)			2,000 円	200 円	400 円	600 円
情報提供療養費(月 1 回)			1,500 円	150 円	300 円	450 円
複数名訪問看護加算(週 1 回) 【同一建物 1 人・2 人】			4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回【同一建物 1 人・2 人】		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上【同一建物 1 人・2 人】		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院時共同指導加算			8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院支援指導加算			6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算(月 1 回)			50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1			25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2			10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
早朝加算(午前 6 時～午前 8 時)			2,100 円	210 円	420 円	630 円
夜間加算(午後 6 時～午後 10 時)			2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜加算(午後 10 時～午前 6 時)			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
訪問看護物価対応料 1	月の初日		60 円	6 円	12 円	18 円
	2 日目以降		20 円	2 円	4 円	6 円

(2)利用料(自己負担)

①介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金(料金表)の1～3割です。

料金設定の基本となる時間は居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

但し、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

②医療保険法からの給付サービスを利用する場合は、国が定める医療報酬の保険者別に定められた割合(1～3割)の利用料金になります。

(3)その他の費用

①衛生材料等の提供

利用者や利用者家族が、実費負担で物品、衛生材料等の購入を希望された場合、相談に応じます。

②死後の処置料

在宅にて死亡確認され、死後の処置を実施した場合、15,000円請求させていただきます。

(必要物品、綿花・包帯等の代金を含む)

③交通費(医療保険でのサービス利用時)

事業所の規定により、必要に応じて算定します。

④領収証再発行

領収証明書の再発行をご希望の場合、文書料として1,320円を申し受けます。

⑤料金のお支払い方法

毎月12日までに前月分の請求を致しますので、月末までに下記口座に振込みまたは窓口にご直接お支払いください。

※入金確認後、領収証を発行します。

宮崎銀行 串間支店

普通預金 口座番号 1319901

口座名義人 串間市病院